

令和4年6月3日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 2件  
(うち屋外式(RF式)ガス瞬間湯沸器(都市ガス用)1件、  
屋外式(RF式)ガス給湯付ふろがま(都市ガス用)1件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因が疑われる事故 6件  
(うち電動アシスト自転車1件、エアコン(室外機)1件、  
照明器具1件、電気カーペット1件、無停電電源装置2件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因か否かが特定できていない事故 12件  
(うちリチウム電池内蔵充電器1件、  
照明器具(ソーラー充電式、屋外用)1件、電動アシスト自転車1件、  
LEDランプ(環形)1件、電気冷蔵庫1件、マルチタップ1件、  
電動立ち乗り二輪車1件、窓1件、凍結防止用ヒーター(水道用)1件、  
草刈機1件、エアコン(室外機)1件、液晶テレビ1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及  
び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審  
議を予定している案件  
該当案件なし

1. ~ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません(管理番号：A201901052、A202100206、A202100263を除く。)

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

**【本発表資料の問合せ先】**

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担 当：石田、鈴木、笹島

電 話：03(3507)9204(直通)

F A X：03(3507)9290

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発都道府県	備考
A202200145	令和4年5月5日	令和4年5月31日	屋外式(RF式)ガス瞬間湯沸器(都市ガス用)	GQ-701W(東京ガス株式会社ブランド:型式NR-507RFW)	株式会社ノーリツ(東京ガス株式会社ブランド)	火災	当該製品を使用中、周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	製造から25年以上経過した製品
A202200151	令和4年5月8日	令和4年6月1日	屋外式(RF式)ガス給湯付ふろがま(都市ガス用)	GT-1650AWX	株式会社ノーリツ	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発都道府県	備考
A201901052	令和元年11月21日	令和2年1月22日	電動アシスト自転車	A6XC49	ブリヂストンサイクル株式会社	重傷1名	当該製品で走行中、ハンドルがロックし、転倒、左手指を負傷した。 調査の結果、当該製品は、サークルロックを施錠、開錠するとハンドルロックが連動して施錠、開錠される構造であるが、サークルロックを開錠した際にかんぬきが後輪の回転に支障ない位置へ戻っても、サークルロック内部のスライダーや連動ワイヤーに異常が生じているとハンドルロック内部のロックレバーが正常な位置に戻らなくなることがあり、走行時のハンドル操作等でロックレバーが上玉押しと干渉してハンドルが突然ロックしたものと推定される。 なお、取扱説明書には、「インジケータが青であること。」「ハンドル操作にひっかり感などの異常がないこと。」旨、記載されており、使用者がハンドルロックの開錠を確認せずに走行したことも事故発生に影響したものと考えられる。	神奈川県	令和2年1月24日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202100206	令和3年6月14日	令和3年6月22日	エアコン(室外機)	3M68CV	ダイキン工業株式会社	火災	当該製品を汚損する火災が発生した。 調査の結果、当該製品の端子盤内部の銅板パターン間でトラッキング現象が発生し、焼損したものと推定されるが、当該箇所が焼失しているため、原因の特定には至らなかった。	大阪府	令和3年6月25日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202100263	令和3年7月3日	令和3年7月13日	照明器具	CL12DL-5.0WF-M	アイリスオーヤマ株式会社(輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 調査の結果、当該製品は、電源基板上の電界効果トランジスタが何らかの原因により故障し、基板に過電流が流れて基板を焼損したものと推定されるが、当該電界効果トランジスタの故障原因は、焼損が著しいため、特定には至らなかった。	神奈川県	令和3年7月16日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日道府県	備考
A202200146	令和4年4月20日	令和4年5月31日	電気カーペット	HMHU-203CS	株式会社日立ホームテック(現 日立グローバルライフソリューションズ株式会社)	火災	当該製品を使用中、異音及び異臭がしたため確認すると、当該製品のコントローラー部を焼損する火災が発生していた。現在、原因を調査中。	東京都	製造から25年以上経過した製品 事業者が重大製品事故として認識したのは令和4年5月23日
A202200149	令和2年10月9日	令和4年5月31日	無停電電源装置	SUA1000JB	株式会社エーピーシー・ジャパン(現 シュナイダーエレクトリック株式会社) (輸入事業者)	火災	商業施設で当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	大分県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年11月5日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して嚴重注意
A202200150	令和3年3月6日	令和4年5月31日	無停電電源装置	SMT1000J	シュナイダーエレクトリック株式会社 (輸入事業者)	火災	病院で当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	新潟県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年3月9日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して嚴重注意

### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202200138	令和4年5月14日	令和4年5月30日	リチウム電池内蔵充電器	火災	宿泊施設で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202200139	令和4年2月26日	令和4年5月30日	照明器具(ソーラー充電式、屋外用)	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	令和4年3月25日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和4年5月26日
A202200140	令和4年3月18日	令和4年5月30日	電動アシスト自転車	重傷1名	当該製品で走行中、タイヤが横滑りし、転倒、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和4年5月18日
A202200141	令和4年4月14日	令和4年5月30日	LEDランプ(環形)	火災	店舗で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは令和4年5月25日
A202200142	令和4年5月11日	令和4年5月30日	電気冷蔵庫	火災	建築現場の詰所で異音が生じたため確認すると、当該製品を焼損し、周辺を破損する火災が発生していた。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	
A202200143	令和4年4月22日	令和4年5月30日	マルチタップ	火災	当該製品に電気製品を接続していたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	千葉県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和4年5月25日
A202200144	令和4年4月26日	令和4年5月31日	電動立ち乗り二輪車	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	宮城県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和4年5月24日
A202200147	令和4年5月13日	令和4年5月31日	窓	重傷1名	上げ下げ式の当該製品を開け、下枠に手を掛けたところ、上げていたガラス窓が落下し、右手指を負傷した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	製造から20年以上経過した製品
A202200148	令和4年5月 ※不明	令和4年5月31日	凍結防止用ヒーター(水道用)	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	福島県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和4年5月24日
A202200152	令和4年5月8日	令和4年6月1日	草刈機	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	京都府	令和4年5月19日に消費者安全法の重大事故等として公表済

### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202200153	令和4年5月5日	令和4年6月1日	エアコン(室外機)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するの、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	京都府	製造から25年以上経過した製品
A202200154	令和4年2月17日	令和4年6月1日	液晶テレビ	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するの、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	福島県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和4年5月25日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし

電動アシスト自転車（管理番号:A201901052）



エアコン（室外機）（管理番号:A202100206）



照明器具（管理番号:A202100263）



電気カーペット（管理番号:A202200146）



無停電電源装置（管理番号:A202200149）



無停電電源装置（管理番号:A202200150）

